

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

新温泉町長

## 公表日

令和8年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>1. 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認</li><li>②所得情報の照会、支給額の判定</li><li>③年金情報の照会、児童手当拠出金事務なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</li></ul> <p>2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和七年度物価高対応子育て応援手当</p>
③システムの名称	MISALIO 児童手当システム 番号連携サーバ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.</p> <p>(1)番号法第9条第1項、別表第一の第56の項</p> <p>(2)児童手当法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</p> <p>2.</p> <p>(1)番号利用法第9条第1項 別表の135の項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]
②法令上の根拠	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul> <p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) : (74,75項)</li><li>・(別表第二における情報提供の根拠) : (26,30,87項)</li><li>・児童手当法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</li></ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表160の項及び第162条</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	新温泉町 福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5622
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当に関する事務においては、マイナンバー利用事務に係るガイドラインに従って、本人からのマイナンバー取得の徹底等を行っている。 また、特定個人情報が記載された書類の保管、廃棄については人手を介在させる作業が発生するが、情報が流出することのないよう保管棚に保管の上、廃棄にあたっては保存年限を超えたものから、焼却処分を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な職員は必要最小限となるようにアクセス制限を設定しており、アクセス時には静脈認証を実施している。これらの対策を講じていることから権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I.5.評価実施機関における担当部署	島田信夫	森本彰人	事後	人事異動
平成28年4月1日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	町民課	総務課	事後	見直し
平成28年4月1日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	見直し
平成28年4月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	町民課	総務課	事後	見直し
平成28年4月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	見直し
平成28年4月1日	II.1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	見直し
平成28年4月1日	II.2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	見直し
平成29年4月1日	I.1.特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	Topics'21 児童手当システム	MISALIO 児童手当システム	事後	見直し
平成29年4月1日	II.1.対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直し
平成29年4月1日	II.2.取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直し
平成31年4月1日	I.5.評価実施機関における担当部署②	健康福祉課長 森本彰人	健康福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	事後	見直し
令和1年6月1日	II.1.対象人数	平成29年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	見直し
令和1年6月1日	II.2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	見直し
令和1年6月1日	IV.リスク対策		全部追加	事後	様式変更
令和2年3月1日	II.1.対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	見直し
令和2年3月1日	II.2.取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	見直し
令和8年1月1日	I.5.評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉課	福祉課	事後	組織再編による変更
令和8年1月1日	I.5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課長	福祉課長	事後	組織再編による変更
令和8年1月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	新温泉町 福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5622	事後	組織再編による変更
令和8年1月1日	II.1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	見直し
令和8年1月1日	II.2.取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	見直し
令和8年1月1日	I.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	1. 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。  2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和七年度物価高対応子育て応援手当	1. 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。  2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和七年度物価高対応子育て応援手当	事前	追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月1日	I.3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. (1) 番号法第9条第1項、別表第一の第56の項 (2) 児童手当法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	1. (1) 番号法第9条第1項、別表第一の第56の項 (2) 児童手当法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 2. (1) 番号利用法第9条第1項 別表の135の項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	追加
令和8年1月1日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠): (74,75項) (別表第二における情報提供の根拠): (26,30,87項) ・児童手当法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	1. ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠): (74,75項) (別表第二における情報提供の根拠): (26,30,87項) ・児童手当法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表160の項及び第162条	事前	追加
令和8年1月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年1月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠		児童手当に関する事務においては、マイナンバー利用事務に係るガイドラインに従って、本人からのマイナンバー取得の徹底等を行っている。 また、特定個人情報記載された書類の保管、廃棄については人手を介在させる作業が発生するが、情報が流出することのないよう保管棚に保管の上、廃棄にあたっては保存年限を超えたものから、焼却処分を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年1月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年1月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年1月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠		操作可能な職員は必要最小限となるようにアクセス制限を設定しており、アクセス時には静脈認証を実施している。これらの対策を講じていることから権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加